

Title	『枕草子春曙抄』における類書の利用とその隠匿 : 『円機活法』 『事文類聚』 を中心に
Author(s)	宮川, 真弥
Citation	詞林. 2012, 51, p. 25-39
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67641
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

『枕草子春曙抄』における類書の利用とその隠匿

——『円機活法』『事文類聚』を中心に——

宮川 真弥

はじめに

北村季吟著『枕草子春曙抄』^[1]（延宝二年（一六七四）七月成立（自跋））（以下、『春曙抄』とする）は、明治に至るまで複数の書肆によってたびたび刷行され、『枕草子』の流布本的位置を占めた注釈書である。

その諸本や修訂については、既に野村貴次氏、荒滝雅俊氏、山崎正伸氏の研究があり、季吟自身による数次の修訂が確認されている。^[2]

それらの修訂のうち、第四八段「鳥は」の鶴に関する頭注「なくこゑ雲あまで」^[3]において、早印本では「円機活法」云々、相鶴経云々。声聞^{コエキコユ}天^{コト}故^{コト}頭^ヘ赤^シ。食^{ハム}於^ニ水^ニ故^ニ啄^{ツク}レ長^シ、云々」（卷三 9 丁表 20 行目）とあるのに対して、後印本になると注記冒頭の「円機活法」云々^[4]が削られ、空格となる現象が見られる。この修訂は野村氏の指摘する箇所であるが、修訂の理由については、孫引きによって生じた「書名の重複を訂したものとする山崎氏の説が唯一の言及である。

しかし、『春曙抄』において引用元^[4]の明示はしばしば見られる現象である。たとえば、第三段「正月一日は」の頭注「十五日もちかゆのせくまいる」^[5]においては、

『事文類聚』六^[6]曰ク、玉燭宝典^[7]曰ク、正月十五日作^カ膏粥^ラ、
以^{シテ}祠^フ門^ノ戸^ノ、^ナを^シ荆楚歲時記^[8]委^{トス}。公事根源^[9]ニモ有^ル。

（卷一 3 丁裏 16 行目）

と『古今事文類聚』^[5]（以下、『事文類聚』とする）を引用元、『玉燭宝典』を出典として示している。また、第二二六段「わひしけに見ゆるもの」の頭注「かたい」において、

和名云、列子^[10]ニ云ク、齊^{セイ}有^ル貧者^一、常^ニ乞^ニ於^ニ城市^ニ、
乞^カ兒^ノ云ク、天下^ノ之辱^ハ莫^ク過^ス於^テ是^一、和名加多井

（卷六 22 丁裏 5 行目）

と『和名類聚抄』を引用元、『列子』を出典として明記する。

『春曙抄』ではこの他にも引用元の明記が散見されるが、早印本において『円機活法』の名は先の箇所以外に見当たらない。つまり、後印本では『円機活法』の名は全く見えなくなるのである。また、その他の修訂箇所は、注の増補、頭注と傍注とでの重複箇所の削除、衍字や誤字の訂正であって、この修訂は異色である。これらのことは先述の修訂を「書名の重複を訂したものだ」とのみして看過できない問題の存在を示唆する。加えて、先述の修訂は当該箇所にとどまらない類書利用の蓋然性の高さをも示している。この他、先に示したように『事文類聚』の利用を示唆する事例が存在することからも、施注における類書利用の実態を究明する必要がある。本稿では、まず『春曙抄』の漢籍関連注記全体を見渡し、漢籍関連注記における『円機活法』『事文類聚』両類書の利用を指摘する。その上で、先の修訂の持つ意味と、そこから推定されうる諸事象とについて検討を加えることを目的とする。

一、漢籍関連注記の全体像

『春曙抄』の注記において漢詩文が引用される場合には原則として出典が明示される。明示される出典は、引用元が明示されるものを除くと、以下の計36種であり、注記の総数は83例である。

【漢籍関連注記において明示される出典】

白氏文集13、和漢朗詠集11、文選7、毛詩5、爾雅4、礼記4、論語4、格物論2、漢書2、釈名2、説文2、憎蒼蠅賦2、杜子美詩2、淮南子1、貨源1、韓退之詩1、荆楚歲時記1、孝經1、山谷演雅詩1、三体詩1、史記1、事文類聚1、春秋公羊伝1、春秋穀梁伝1、小学1、晋書1、山海経1、莊子1、楚辞1、大学1、博物志1、広志1、本草1、蒙求1、孟子1、梁元帝詩1
〔引用元が明示されるものは除く。出現数順。同数の場合は五十音順。書名の下の算用数字は出現数を示す。〕

また、引用元が明示されるのは以下の17例である。併せて、所在も示す。

【漢籍関連注記において引用元が明示される箇所】

円機活法、相鶴経（卷三 9丁表 頭注20行目）
 円海抄、琴操（卷一 23丁裏 頭注19行目）
 円海抄、史記（卷八 9丁裏 頭注5行目）
 江家次第小書、漢宮儀（卷四 26丁裏 頭注8行目）
 事文類聚、歳時記（卷一 2丁表 頭注12行目）
 事文類聚、玉燭宝典（卷一 3丁裏 頭注16行目）
 事文類聚、梁庾肩吾（卷一 5丁表 頭注14行目）
 太平広記、唐国史補（卷九 17丁裏 頭注4行目）

和名類聚抄、白氏文集（巻五 5丁表 頭注10行目）

和名類聚抄、列子（巻六 22丁裏 頭注5行目）

和名類聚抄、周礼（巻七 17丁裏 頭注6行目）

和名類聚抄、蔣魴切韻（巻八 5丁表 頭注9行目）

和名類聚抄、説文解字（巻九 11丁表 頭注17行目）

和名類聚抄、漢書注（巻九 26丁表 頭注9行目）

和名類聚抄、唐令（巻十一 1丁表 頭注2行目）

和名類聚抄、説文解字（巻十一 26丁表 頭注15行目）

和名類聚抄、釈名（巻十二 2丁裏 頭注3行目）

〔引用元、出典の順に掲示。引用元の五十音、同じ場合は出現順。〕

以上の計100例が出典が明示される注記であり、これに出典が明示されない4例を含めた104例が『春曙抄』における漢籍関連注記の全部である。

これらの漢籍関連注記において、『和漢朗詠集』を出典として示すことが多く、11例を数える。本朝詩人の詩も8例、作者不明が1例引用されており、和漢を合計すると20例となるが、これは季吟に『和漢朗詠集註』の著作があるためである。『和漢朗詠集註』は覚明が漢家の詩について注したものに、季吟が主として和歌についての注を補うことで成立した書である。『春曙抄』の頭注に「朗詠の覚明が註にも坤元録ノ屏風ノ詩と所々に出たり」（巻十一 22丁表 11行目）とあることから、『春曙抄』執筆時には既に覚明注を参照していた

ことが確認される。『和漢朗詠集』を出典とする漢籍関連注記の多さは、このような『和漢朗詠集』への親接が背景にあったと考えられる。

また、『白氏文集』『文選』の両書が多く出典として示されることが目につく。両書は『春曙抄』の序において、「古詩は文選、文集のたぐひ」を用いたと言及される。その上、両書を出典とする場合は、『和名抄』を引用元として示す例を除き、総ての箇所以下のごとく、巻数もしくは詩題が示されており、これらは直接参考されていた蓋然性が高い。なお、この点については後述する。

文選廿九、陸士衡カ園葵ノ詩ニ、種ニ葵ヲ北園中ニ、葵ノ生シテ鬱々々々、朝榮東北ニ傾、夕ノ穎西南ニ晞、註李善カカク、淮南子ニ曰ク、聖人於レ道ニ、猶ニ葵ノ之与レ日ニ。

（「からあふひ」（巻三 29丁表 頭注13行目）

白氏文集ノ四楽府ニ云、驪山高シ。高々驪山上ニ有レ宮。朱襟紫殿三四重。遅々兮春ノ日ニハ。玉ノ甃 暖兮温泉溢。嫋々兮秋ノ風ニハ。山ノ蟬鳴兮宮樹紅也。翠華不レ来歳月久。へ牆有レ衣兮瓦有レ松。吾カ君在レ位ニ已ニ五載。何ノ幸ニ乎其中ニ。西去ニ都門ノ幾多地、下略

（「かはらの松はありつや」（巻四 16丁表 頭注13行目）

さて、これらの書から多く引用される一方で、一例しか見えない出典が過半を占め、その中には佚書である晋の郭義恭の『広志』の名も見えることには注意を要しよう。これらのことは孫引きが行われていたことを示唆するからである。

引用元として明示される書目には、『春曙抄』序に示される『河海抄』『江家次第』『和名類聚抄』が見えるが、これらは漢籍関連注記に限らず、『春曙抄』の注記一般においてその名が多く見える書である。ただし、漢籍関連注記においては、明示されている箇所以外での利用の確例は見出されなかった。なお、『太平広記』についても、この他に利用の確例は見出されなかった。さらに、『春曙抄』に先行する『枕草子』注釈書である『清少納言枕草紙抄』の利用の有無についても検討したが、漢籍関連注記における確例は見出されなかった。

『円機活法』『事文類聚』が引用元として明記されていることは、季吟が両書を利用した蓋然性の高さを示している。しかし、このことのみでは、引用元の注記を含めた全ての注記がそもそも孫引きである可能性を否定できない。特に『円機活法』については、早印本において引用元として明示される箇所がわずか一例にとどまるため、はじめ他書により引用元までを注記に含んでいたが、自ら参看していない書については引用元を明記しない方針であったために後印本で「円機活法三云々」を削除したと考えることも不可能ではない。したがって、両書の利用を証するためには、引用元として明記さ

れていない箇所においても『円機活法』『事文類聚』が利用されていることを示す必要がある。

そこで、次節では漢籍関連注記の施注における『円機活法』『事文類聚』の利用の有無について検討することとする。

二、『円機活法』『事文類聚』の利用について

まずは『春曙抄』執筆時に両類書を参看し得たか否かを明らかにするために、季吟の他の著作における両類書の利用の実態について述べたい。

『事文類聚』については、加藤定彦氏が『増山井』(寛文三年(一六六三)成、同七年刊)の『毛吹草』からの増補部分における利用を指摘している。加藤氏の述べる箇所以外にも、『増山井』に多く「事文」と記されていることは一覽して明らかである。他に、『土左日記抄』『初度本伊勢物語拾穂抄』『教端抄』などにもしばしば『事文類聚』の名は見え、これらの外部徴証より、季吟が『春曙抄』執筆時に『事文類聚』を参看しよう環境にあったことは確実視されよう。

『春曙抄』においては、先述した4箇所のように『事文類聚』の名が見えるに過ぎないが、『事文類聚』を参看したことが確実視される状況下では、当該箇所にとどまらない利用があると考えられる方が自然だろう。

一方、『円機活法』の利用については、『埋木』に合綴される「誹諧会法」に「追考」として、

『円機活法滑稽之部』云、事理發揮云、滑稽其多智円曲之貌、其心諧也似優、其不窮也似哲、其正諫也似直、其穢德也似隱、非夷齊而是柳下惠、首陽為拙柱下為工、飽食安坐以仕易農依隱玩世詭時不逢、東方生其雄乎

と部門を明示しての長文の引用がある。「誹諧會法」の奥書には「延宝二年如月中六」とあり、『春曙抄』の自跋より早いため、『春曙抄』執筆時に参看していた可能性はある。

しかし、『事文類聚』とは異なり、季吟の著作にはほとんど明徴がなく、『円機活法』の名は『春曙抄』の例を除けば、『春曙抄』に先行する『増山井』に一例が見えるのみである。この現象を見る限り、『円機活法』の利用がきわめて局所的であった、もしくはどこからの孫引きであった可能性を排除できない。

そこで、以下、『春曙抄』漢籍関連注記における『円機活法』『事文類聚』の利用の程度について検討することとする。

『円機活法』『事文類聚』等の類書の利用の有無を判断する際には、施注の手順を考えると、単純に同文が存在するのみならず、その箇所が類書中の見出しから容易に探し出せることが必要となる。

たとえば、第一〇二段「あさましきもの」では、本文「さしぐしみがくほどに。物にさへて折たる」に対して、頭注で

「さしぐしみがくほど」と立頂し、「白氏文集」楽府^{三〇}云。石^上磨^二玉^一簪^三欲^レ成^四中央折^レ玉^一簪^二（卷五 16 丁裏 18 行目）と注している。ここでは、「簪」や「櫛」などの見出しが想定されるが、『円機活法』『事文類聚』ともにこれらの立頂がない。ただし、『事文類聚』には、「淫婦」の見出しで、

井底引^二銀瓶^一止^レ淫奔^也 白居易

井底^二引^レ銀瓶^一 欲^レ上^二糸繩^一絶^フ 石上磨^ク玉^一簪^ラ。

欲^レ成^二中央^一折^レ玉^一簪^ラ。（下略）

（『古今文集』欄、「古詩」）

と見える。この場合、『春曙抄』の本文から「淫婦」を想定することは困難と考えられるため、『事文類聚』を利用したとは考えにくい。また、異同が存することからも、『白氏文集』等から直接引いたか、他書からの孫引きかと想定される。

また、出典注記が一致するか否かについても検討が必要である。たとえば、第一五七段「名おそろしき物」では、本文「いかづちは名のみならずいみしうおそろし」に対して、頭注で「いかづち」と立頂し、「穀梁伝^{三〇}、陰陽相薄、感^レ雷^ト」（巻八 4 丁表 11 行目）と注している。この場合、「雷」などが本文から推定しうる項目となる。

『円機活法』には「雷」の「叙事」欄に「穀梁伝^{三〇}云。陰陽相薄。感^レ雷^ト」とあり、『事文類聚』には「雷」の

「群書要語」欄に「陰陽相^イ薄^{ホク}。感^{シテ}而^レ為^レ雷^ト。激^{シテ}而^レ為^レ雷^ト」^{淮南子}とある。『春曙抄』の出典注記は『円機活法』に一致するため、『円機活法』からの引用である蓋然性が相対的に高い。ただし、引用文は『事文類聚』とも一致を示すため、この場合はひとまず双方に一致すると見て、全体を見渡した後に検討することとする。

以上のような判断基準によって、漢籍関連注記104例から、引用元の明示される17例と『和漢朗詠集』を出典とする11例とを除いた76例について検討した結果、『円機活法』のみと一致したを示したのが13例、『事文類聚』のみと一致を示したのが14例であった。両書ともに一致を示したものは12例であるため、両書いずれとも一致を示さなかったのは37例となる。内訳は、以下の通りである。

【『円機活法』のみと一致】

格物論²、釈名²、説文¹⁷、貨源¹⁸、荆楚歲時記¹、広志¹、春秋公羊伝¹、白氏文集¹、毛詩¹、梁元帝詩¹

計13例

【『事文類聚』のみと一致】

憎蒼蠅賦²、白氏文集²、文選²、論語²、爾雅¹、小学¹、晋書¹、莊子¹、毛詩¹、礼記¹

計14例

【『円機活法』『事文類聚』ともに一致】

杜子美詩²、淮南子¹、韓退之詩¹、爾雅¹、春秋穀梁伝¹、楚辞¹、博物志¹、毛詩¹、文選¹、(出典注記ナシ) 2

計12例

【不一致】

白氏文集¹⁰、文選⁴、礼記³、漢書²、爾雅²、毛詩²、論語²、孝經¹、山谷演雅詩¹、三体詩¹、史記¹、事文類聚¹、山海經¹、大学¹、本草¹、蒙求¹、孟子¹、(出典注記ナシ) 2

計37例

【『円機活法』『事文類聚』ともに一致】については、先述の第一五七段「名おそろしき物」の「穀^ク梁^{リヤウ}伝^{デン}ニ云、陰陽相薄^{セウリ}、感^{シテ}而^レ為^レ雷^ト」と同様に、すべての箇所が『円機活法』と出典注記が一致する。このことから、季吟がこれらの注記を付す際に『円機活法』を参考した蓋然性は極めて高いといえよう。

興味深いのは、【不一致】の注記の中に、『事文類聚』と『円機活法』とを校合したと見られる注記が存在することである。内訳に「事文類聚¹」と示した箇所である。この例において、『春曙抄』第八段「正月一日三月三日は」の、

事文類聚ニ云ク、重陽ノ日陰雨凄々。戯馬台前泥拍レ肚。
竜山会上水平ホリトレ臍。

（「雨こしふりて菊の」〈巻一 15 丁裏頭注11行目〉）

とある注記から想定される見出しの箇所には、『事文類聚』では、

重陽ノ日常ニ有ニ疎風冷雨。康伯可在ニ翰苑ニ日。嘗テ長
九遇レフ雨ニ。奉テ勅ヲ撰ス詞ヲ。伯可口占ニ望江南ノ一闋ヲ云ク。
重陽ノ日陰雨四垂垂。戯馬台前泥拍レ肚ヲ。竜山会上水
平レ臍。直ニ浸シテ到ニ東籬。茱萸勝菊藥湿テ滋滋音蕭。
落ス帽ヲ孟嘉尋ニ筥笠ヲ。休ムル官ヲ陶令覓ニ蓑衣ヲ。兩個一
身ノ泥荆楚歲時記。

（「重陽」、「詩話」欄、「重陽ノ日雨フル」）

とあり、『円機活法』では、

〔宋朝〕長九ノ日雨フル。康伯可在テ翰苑ニ奉テ勅ヲ撰ス詞ヲ。
口占テ望江南ノ一闋ヲ云ク、重陽ノ日風雨苦凄凄。戯馬台
前泥拍レ肚ヲ。竜山会上水平シ臍。直ニ浸シテ到ニ東籬。一
茱萸勝菊藥湿テ滋滋。落ス帽ヲ孟嘉尋ニ筥笠ヲ。休レル官ヲ陶
令覓ニ蓑衣ヲ。兩個一身ノ泥ト、云々

（「九日ニ遇レフ雨ニ」、「事実」欄、「泥拍レ肚ヲ」）

とある。『事文類聚』『円機活法』の傍線部がそれぞれ『春曙抄』
の注記との対応箇所であり、「戯馬台」以降、ほぼ同文となっ
ている。問題となる「戯馬台」以前を並べて掲出すると以下の
通りである。『春曙抄』と異なる箇所は傍線を附した。

春曙抄…重陽日陰雨凄々

事文類聚…重陽日陰雨四垂垂

円機活法…重陽日風雨苦凄凄

先掲の『事文類聚』『円機活法』の本文や句読点を見ても
分かれるとおり、これらは本来七言詩ではなく、宋代に流行し
た詞（長短句）である。しかし、『春曙抄』では七言ずつで句
読点が附され、あたかも七言詩の一部のようになっていた。
これは季吟の作為によるものと見て良いだろう。

先述の通り、『事文類聚』と『円機活法』とがともに同様
の記事を有する場合には、すべての箇所でも『円機活法』と出
典注記が一致していた。これまで述べてきた事例からは、漢
籍による注記が必要になった際にはまず『円機活法』で検索
し、適当な記事が無かったり、不審があったりした場合に『事
文類聚』を用いて検索していたと、季吟の施注の手順を推定
することが出来る。

季吟はまず『円機活法』を見て、不審を覚えた。そのため、『事
文類聚』も引いたもののその不審は解決されなかった。そこ

で、両書を比較し、「重陽日」は同文のため残し、『事文類聚』に従って「陰雨」と続けた。ところが、七言句とするために、『事文類聚』の「四」を削除し、「陰雨」に「垂垂」と続ける和不都合が生じる。第一句末「垂」は平声、第二句末「肚」は仄声、第三句末「臍」は平声である。近体詩の押韻規則上、句末が平仄平と並ぶ場合、それらの平声では原則として押韻する必要があるが、「垂」は上平四支、「臍」は上平八齊であり、第一句末に「垂」を用いると押韻できないのである。そこで、上平八齊の「凄」が第一句末にある『円機活法』の本文「凄凄」を用い、ひとまず押韻の問題を解決した。しかし、以降は解せず、そこで引用を終えた。以上がことの顛末ではなかったろうか。無論、以上の推定は、降雨の様子を表現するにあたって、「凄凄」の方がより適切であると判断した可能性を排除するものではない。

ともあれ、「事文類聚ニ云ク」と出典を明示しながら、なおも校合を加え、本文を改訂している様に、季吟の施注意識や校訂に対する態度の一斑が窺えよう。

三、『円機活法』『事文類聚』以外からの引用について
次に、『円機活法』や『事文類聚』を利用してない漢籍関連注記について検討したい。

【不一致】の中では、『白氏文集』が10例と突出して多く、『文選』の4例がそれに次ぐ。一致を示す注記を含めた総数は、『白

氏文集』が13例、『文選』が7例であるから、これらは比較的『円機活法』や『事文類聚』と一致を示さない傾向にある。先に述べたように、『白氏文集』と『文選』とは、『春曙抄』の序にその名が見え、かつ、総ての箇所て巻数もしくは詩題が示される。これらは両書が直接参看された蓋然性の高さを示しているよう。

続いて、『不一致』の書目の中で、孫引きの可能性のあるものをいくつか指摘する。

第八段「正月一日三月三日は」の、

九月九日はあかつきがたより雨すこしふりて。菊きくの露も
こちたくそぼち。おほひたるわたなどもいたくぬれうつ
しのかもてはやされたるつとめてはやみにたれと。猶
くもりてや、もすればふりおちぬべく見えたるもおかし

とある本文に対して、「三体詩」からの引用として、

三体詩云、菊ハ、為ニ重陽ヲ冒レ雨ヲ開ク
〔雨コシふりて菊の〕（卷一 15丁裏頭注10行目）

との注記がある。このこと同様の注記が『和漢朗詠集註』の「九月九日」にもあり、そこから典拠を知り得た可能性を指摘できる。ことよっては『和漢朗詠集註』からの孫引きである

かも知れない。

また、第四八段「鳥は」には、鸚鵡に関して、

山海経ニ云ク、黄山ニ有レ鳥、其状如レ鴉、青キ羽赤キ喙、
人舌ニシテ能言、名ニ鸚鵡ト也

（「こと所の物なれどあふむ」〈巻三 8丁裏 頭注8行目〉）

との注記がある。このこと同様の注記が『六臣注文選』の「鸚鵡賦」に見える。『春曙抄』では、この直後の頭注で「文選鸚鵡ノ賦ニ云ク、惟西域之靈鳥。挺自然之奇姿。体ニ金精ノ之妙質ヲ、含ニ火徳ノ之明暉ヲ。性弁恵ニシテ能言兮下略」と、「鸚鵡賦」を引くことから、季吟は『六臣注文選』を参看しており、『文選』の引用は『六臣注文選』による蓋然性が高い。この『六臣注文選』には、『円機活法』や『事文類聚』と同じく、八尾勘兵衛の刊記を有するものが存在する。『円機活法』が明暦二年（一六五六）、『六臣注文選』が寛文二年（一六六二）、『事文類聚』が寛文六年（一六六六）の刊記を有し、いずれも『春曙抄』の成立以前と見られる。季吟の漢籍関連の知識の形成に関して、この書肆が与えた影響については一考の余地があるろうが、本稿では出版の事実の指摘にとどめたい。

さて、『不一致』のすべての注記について穿鑿しえてはいないが、残った『不一致』の多くは経書や著名な書目であり、季吟が直接検索したとしても不思議はない。また、季吟は『春

曙抄』の序において、「只多年此草紙をよみて心に会あする事あれば食をも忘れてかきくはへをき侍し」と述べており、かつ、施注の際には様々な職書や、『源氏物語』『伊勢物語』などの注釈書も用いているため、それらからの流入の可能性も十分に考えられよう。後考を俟ちたい。

四、『円機活法』の書名の隠匿について

前節までの検討により、季吟は『春曙抄』執筆時に『円機活法』と『事文類聚』とを参看していたであろうことが確認された。これを踏まえて、本節では、修訂による『円機活法』の削除について、その意図と背景とを考察したい。

『春曙抄』において、必ずしも書名の重複を嫌わないことは、『事文類聚』や『和名類聚抄』の例を挙げ、すでに述べた。

問題は『円機活法』と『事文類聚』とをともに用いながら、一方では引用元を明示し、一方では不自然な余白を生じさせてまで書名を削っている点にある。

『事文類聚』もすべての箇所引用元として明示されるわけではないが、明示される箇所は巻一に集中するため、はじめのうちのみ『事文類聚』を引用元として明示し、後には省略したと考えて問題はあるまい。修訂の機会がありながら、『事文類聚』の引用元注記が削られなかったこともこのことを裏付けよう。一方、『円機活法』については、前掲の「誹諧会法」の「追考」や『増山井』の存在のために、はじめ「円

機活法ニ云クと引用元を明示していたことが意識的であったかどうかは判然としない。あるいは、『春曙抄』の執筆が長期間に亘つたための現象であるかもしれない。

しかし、これまでの検討の結果を踏まえると、延宝二年頃には『円機活法』を便利に使っていたことは明らかである。

そして、『円機活法』は、前述の修訂によって、『春曙抄』には一切その名が見えなくなる。これは修訂の時点において、『円機活法』は公に名を表すべきではないと認識したために書名を削除し、利用の事実を隠匿しようとしたものと考えられる。では、なぜ隠匿する必要があったのか。

その一因は『円機活法』と、『事文類聚』や『和名類聚抄』とが持つ権威の差に求められよう。

『事文類聚』は先学が指摘するように、中世以来の利用が確認されている。また、季吟が『徒然草文段抄』を記す際に参看した『野槌』でも、しばしば『事文類聚』の書名を明示しての引用がなされる点からも、当時の価値観を窺えよう。

なお、『和名類聚抄』については贅言を要しまい。

対して、『円機活法』は、漢詩作法書である『詩林良材』（貞享四年（一六八七）刊）にその名が見えるが、『春曙抄』成立以前については書名を明示しての利用の確例が見出せない。また、芭蕉や蕪村などの俳人の利用は指摘されるものの、それらについても実際にその名を記しての利用ではないようである。『円機活法』は作詩参考書の性格が強く、同じく類書

といえども『事文類聚』との間にはその価値において隔たりがあったと考えるのが妥当であろう。少なくとも、延宝頃には相対的に高い評価はなされていなかったと見て誤るまい。

先に、『春曙抄』において、『円機活法』と『事文類聚』とを校合したと見られる注記が存在することを指摘した。そこでも、『円機活法』には「風雨」とあり、『事文類聚』には「陰雨」とある箇所において、『事文類聚』の「陰」を採用していた。「陰」「風」ともに平声であるため、平仄の問題はなく、どちらを採用しても構わなかったはずである。その上、『事文類聚』を出典として示している。これらのことから、季吟が『事文類聚』の本文により高い価値を認めていたことが窺える。

ただし、書を持つ権威の相違のみでは早印本に「円機活法ニ云ク」とあることや、「誹諧会法」の「追考」に『円機活法』の名が見えることの理由を説明できない。はじめから『円機活法』がその名を秘すべき書であったならば、わざわざ『円機活法ニ云ク』と記す必然性がないからである。自ずから、『春曙抄』執筆から修訂に至るまでの間に何らかの意識の変化が生じたと考えるべきであろう。

その意識の変化を明確に辿ることはできないが、一因として『円機活法』の書物としての範疇の変遷を挙げたい。

延宝期の前後には複数の部類分け書籍目録が刊行される。

『円機活法』は、寛文六年（一六六六）頃の刊行とされる『書籍目録』漢和にその名が見え、『三体詩』などと同じ『詩并聯句』

の部類に配されている。続く『増補書籍目録作者付』（寛文十年刊）、『増補書籍目録大意』（延宝元年（一六七三）頃刊）、『増補書籍目録全』（延宝二年頃刊）でも同様に、『三体詩』などと同じ「詩集并連句」の部類に配される。

ところが、延宝三年刊行の『古書籍題林』に至って、『円機活法』は「字書」の部類に配されることとなる。『三体詩』が依然「詩集并連句」の部類に配されていることから、『円機活法』がもはや「詩集」とは見なされず、『広韻』や『和名類聚抄』と同じ「字書」の部類に配されるべきものと捉えられたことが窺える。作詩に用いる熟語を挙げ、そこに関連する詩句の一部もしくは全部を附す『円機活法』の有り様からすると、より適切な部類に配されたといえよう。

この配される部類の変更は、一方の『事文類聚』が、『増補書籍目録作者付』（寛文十年刊）、『増補書籍目録全』（寛文十一年刊）、『増補書籍目録大意』（延宝元年（一六七三）頃刊）、『増補書籍目録全』（延宝二年頃刊）においても、『古今書籍題林』（延宝三年刊）においても、『蒙求』などと同じ「故事」の部類に配されているのとは対蹠的である。

『春曙抄』において『和名類聚抄』を注記に用いる際には、多く漢字の読みを示し、時に『和名類聚抄』の注記を引用している。これは『和名類聚抄』を「字書」として用いる意識を季吟が有していたことを示していよう。一方、同じく「字書」に配された『円機活法』は、主として詩文の引用のため

に用いられており、その用い方の差が引用元の明示の有無として現れたのではないだろうか。

無論、書籍目録の記載のみから、当時の『円機活法』に対する評価や位置づけの変遷を云々するのは甚だ危険であろう。しかし、季吟が『春曙抄』の序において、

禁中の事どもは延喜式、西セイ宮抄、北山抄。又此双紙より後の書ながら。其事のたよりあれば。江次第、禁秘抄、雲ウ図抄。二条大閤御所の年中行事の歌合の註。一条禪ゼン閤御所の公事根源などをかんがへ、官位の事は官位令、職原抄、百寮訓要抄などを用ひ。家々所々は順和名集、拾芥抄に勘へ。名所は哥枕等ありといへど、此草紙をよく沙汰せさせ給へる故に。八雲御抄をとり分て用侍り。

彼毫及愚翁の勘物にもらせる人々の官考、系図。伝などは。公卿補任。大系図。栄花物語。大鏡。作者部類等にておぎなへり。引哥は万葉集。古今六帖。三代集よりこのかた代々の撰集、家々の集等にかんがへ。神社は。日本紀。三代実録、延喜式など、下部の家説等を引きまじへ。仏のうへは其経々を勘へ。古語は漢家の諸書にかんがへ。古詩は文選、文集のたくひ、菅家文章、本朝文粹、朗詠集など用ふといへど。猶我朝の詩文には疑はしきを闕事おほし。此国詩集数多は見待ねば也。衣服の色々は飜抄、桃華葉など、河海抄。花鳥餘情などの類。やまと詞の

品々は、源氏、伊勢物語の諸抄を証とし。土左日記。大和物語。狭衣。宇治拾遺、古今著聞、江談、おちくぼ等の古物語。其外多年見し所の哥書の中にてこの双紙の便りとすべきを用ひ註して偏に門人の哥字のためとし侍

と、あたかも閲すべき書を示すかのように書目を列挙していることと、『春曙抄』の成立が自跋によると延宝二年七月であることとを併せ考える時、延宝三年刊行の『古書籍題林』において配される部類が変更されることを偶合とのみして看過はできない。ただ、ここでは『古書籍題林』が直接の契機であったというのではなく、書籍目録にそう記される素地が当時の理解の中にあつたことを指摘したいのである。なお、検討の余地は存する。博雅の御示教を請う。

おわりに

本稿では、『春曙抄』における「円機活法ニ云ク」を削除する修訂に着眼し、漢籍関連注記の施注の実態について検討した。季吟は漢籍関連注記の施注の際に、はじめに『円機活法』で検索し、適当な記事が無かったり、不審があつたりした場合に『事文類聚』を用いて検索していたと推定できる。また、『円機活法』『事文類聚』以外に、『白氏文集』『文選』『和漢朗詠集』などの基本的な典籍には直接目を通していたと考えられるが、漢籍関連注記において明示される出典の多きに比

して、実際に参看していた典籍は少なく、一般的である。

また、「円機活法ニ云ク」の削除が単なる「書名の重複を訂したものの」とどまらず、『円機活法』利用の事実を隠匿しようとしたものであつたと論じ、その一因に『円機活法』の權威の低さと書物としての範疇の変遷とを挙げた。

本稿で指摘した引用元の隠匿に自らを權威付けようとする意図がなかったとはいえない。しかし、『春曙抄』序における各書目の列挙と、「禁中の事」「神社」についての『延喜式』の重出とを踏まえると、それぞれの事項の注解を行うために適切な書を示そうとする意図も汲み取ることができよう。

無論、漢籍関連注記は和学を本領とした季吟の些々たる一側面に過ぎない。しかし、漢籍関連注記の施注において、類書から効率的に知識を集積する様は季吟の施注を考える際の一つの指針となり得る。膨大な事項を含む諸書からの適切な用捨が季吟の一面であることは疑いを容れないからである。このような注記の厳選に加えて、主語の明記、頭注・傍注併記形式など、至る所に張り巡らされた初学者に対する配慮が、近世期における『枕草子』の流布本の地位を『春曙抄』に得さしめる要因であつたに相違あるまい。

※引用に際して通行の字体に改めたところがある。訓点については、原本の再現に努めた。句読点については、原本にあるものは句点で示し、稿者が附したものは読点で示した。

注

- (1) 本稿での引用は特に断らない限り、『枕草子春曙抄 上・下』（新典社、昭和51年12月・同52年1月、北村季吟古註釋集成3・4）による。該書の底本は本稿での早印本にあたる。該本は無刊記であるが、季吟の使用していた「慮庵」印の押印が確認される。また、該本と同板で、数次における修訂がなされた後印本が数種存在する。詳細は注(2)の各論考を参照されたい。本稿では、早印本と後印本とに異同がない場合は特に断らない。なお、『春曙抄』には、無刊記の覆刻本も存在する。刊記のある諸本については、刊行順に、享保十四年上坂勘兵衛本、寛政元年山崎金兵衛本、寛政六年須原屋伊八・高橋與惣治本、寛政六年須原屋伊三郎本、寛政六年須原屋伊八本、明治二十年橋本幸藏本などが存在する。山崎金兵衛本以下は同板である。上坂勘兵衛本と山崎金兵衛本とは、先述の2種の無刊記本の板木をそれぞれ取り合わせたものと見られるが、詳細は別稿に譲る。
- (2) 野村貴次「北村季吟古注釈集成解説 季吟本への道のり」（新典社、昭和58年3月、北村季吟古註釋集成別1）、荒滝雅俊「北村季吟著『枕草子春曙抄』の刊行年について」（『解釈学』10輯、平成5年11月）、山崎正伸「北村季吟『枕草子春曙抄』の改訂版出版について」（『二松学舎大学論集』47号、平成16年3月）。それぞれに説の対立する箇所があるが、本稿の問題とする箇所については三氏とも季吟による修訂として異ならない。
- (3) 章段数および章段名は、田中重太郎編著『校本枕冊子 上・下巻』（古典文庫、昭和28年11月・同31年3月）による。『春曙抄』が能因本系統に近いため、最適と判断した。
- (4) 本稿では、出典注記が連続して記される際に、先に挙げられる出典を特に「引用元」と称する。
- (5) 『藝文類聚』にならって故事と詩文を集成している。宋の祝穆が前集六十巻・後集五十巻・続集二十八巻・別集三十二巻をなし、元の富大用が新集三十六巻・外集十五巻をなし、元の祝淵が遺集十五巻をなした。本稿での引用は、『和刻古今事文類聚』（ゆまに書房、昭和57年10月〔寛文六年八尾勘兵衛本〕）による。
- (6) 二十四巻。詩学全書と韻学全書からなる。詩学全書は天文・時令などの部門に分け、各部門の各項について叙事・事実・起句・結句などを見出しをつけ、故事成語や詩の一部を挙げ、作詩者の便りとしている。韻学全書は韻毎に分類し、故事成語や詩の一部を挙げてゐる。諸本には、明暦二年刊本（京、八尾勘兵衛）、寛文一二・一三刊本（京、八尾甚四郎）などがある。本稿での引用は、東京大学総合図書館臨外文庫蔵明暦二年刊本（請求記号・臨 E15092）による。
- (7) 山崎氏は振り仮名の削除も挙げるが、振り仮名が落ちてゐるものは匡郭の縮み等から覆刻本と判明し、覆刻の際に振り仮名が落ちたものと考えられる。
- (8) 本稿では、本朝の詩文や仏典を除いた漢詩・漢文による注記を「漢籍関連注記」と称する。
- (9) 行論の都合上、書名ではないものを含む。なお、それぞれの所在は本稿末尾に附した別表の通りである。
- (10) それぞれの所在は以下の通りである。卷三 1丁裏 頭注11行目、卷三 10丁裏 頭注4行目、卷四 5丁表 頭注3行目、卷七 9丁裏 頭注2行目、卷七 13丁裏 頭注6行目、卷八 16丁裏 頭注11行目、卷八 22丁裏 頭注19行目、卷十二 6丁裏 頭注5行目。
- (11) 所在は卷三 14丁表 頭注18行目である。なお、卷十一 25丁表

頭注4行目には、『和漢朗詠集』から和歌が引かれる。

- (12) 寛文十一年刊行。本稿での引用は、『和漢朗詠集註 上・下』（新典社、昭和53年12月・同54年1月、北村季吟古註釋集成23・24）による。

- (13) 「増山井」をめぐる問題―出典を中心に―（『国語と国文学』58巻11号、昭和56年1月）

- (14) 本稿での引用は、尾形仍編『季吟俳論集』（古典文庫、昭和35年2月）による。

- (15) 当該箇所は、三月の「青きをふむ」の項。

- (16) 五十音順。書名の下に算用数字は出現数を示す。

- (17) 「説文」（巻九 18丁表 頭注4行目）は、それぞれ、

「春曙抄」 説文_二曰、笙_ハ正月ノ之音物生_ル、故_ニ謂_フ之_ヲ笙_ト、

三簧象_ル鳳ノ之聲_ヲ

「円機活法」 説文_二曰、笙_ハ正月ノ之音_{ナリ}。物生_ス。故_ニ謂_フ之_ヲ笙_ト。

笙_ト。有_リ二十三簧_一。象_ニト_ル鳳ノ之聲_ニ。

とあり、傍線部に若干の異同が認められるが、誤脱と考えられるため、ここに含めた。

- (18) 「貨源」（巻八 3丁裏 頭注3行目）は、それぞれ、

「春曙抄」 貨源_ニ云_ク、玻璃_ハ水玉也。或_云、千年_氷化_{シテ}

為_ル之_ト。

「円機活法」 「貨源_ニ云_ク」（中略）玻璃_ハ水玉。或_云、千歳_氷

化_{シテ}為_ル之_ト。

とあり、傍線部に若干の異同が認められるが、出典注記が一致し、管見の限りでは他書に類似する文章がなく、内容上『春曙抄』での季吟による修正と見做せるため、ここに含めた。

- (19) 第一節で引用した『白氏文集』の楽府「驪山高」の注記を見

ても分かる通り、季吟は長短句自体を理解していないわけではない。ただし、宋詞の形式を理解しているかどうかについては確例がなく不明である。

- (20) 相愛大学図書館春曙文庫蔵本（巻十二末に朱印「慮庵」。請求番号・春334）の第六冊裏表紙見返しに「延宝六年文月上 競」とある。修訂が行われる箇所にもセケチなどがあることから、「競」は校合を意味すると考えられる。該本では既に「円機活法_ニ云_ク」が削られており、当該修訂が延宝六年七月以前に行われていたことが知られる。なお、荒滝氏は注（2）の論文において、「延宝九年以前における『春曙抄』の上梓刊行を確実に知らせる資料が知られていない現状では、季吟が『春曙抄』の頒布を開始したのは、欄筆後六年以上の年月を経た延宝九年のことであったと考えられるのが穏当であろう」と述べるが、該本によって、頒布刊行の時期も延宝六年七月以前と認められる。

- (21) 住吉朋彦「室町時代に於ける『事文類聚』享受の位相」（『和漢比較文学』11号、平成5年7月）、早川光三郎「類書『事文類聚』と近世文学ノート」（『滋賀大國文』7号、昭和44年12月）など。

- (22) 仁枝忠「芭蕉に影響した漢詩文」（教育出版センター、昭和47年10月）、同「円機活法について―特に編者と俳文学への影響―」（『日本中国学会報』第27集、昭和50年10月）、同「俳文学と漢文学」（笠間書院、昭和53年9月）など。

- (23) 以下、各書籍目録は『江戸書林出版書籍目録集成 一・二』（井上書房、昭和37年12月・同38年6月）による。

（みやがわ・しんや 本学大学院博士後期課程）

